

- ※ 本書面は申立書を補うものです。申立書とともに提出してください。
- ※ 本書面は相手方から申請があれば、見せたり、コピーを取らせることがあります。
- ※ 本書面は、被相続人ごとに、申立人1人につき1通ずつお書き下さい。

事 情 説 明 書

令和 年 月 日

氏名 _____ 印 _____

事件番号 令和 年(家)第 号

1 連絡先

日中に連絡の取れる連絡先(電話番号)をお書き下さい。

自宅 _____

携帯電話 _____

2 相続人について

相続人の範囲に争いがありますか。□はい □いいえ

3 遺産の範囲について

□遺産は、遺産目録記載のとおりである。

□遺産目録のほかにも、遺産がある可能性がある。

(遺産を管理している者：)

□遺産目録中に、被相続人の名義ではないものがある。

()

4 遺言書について

遺言書はありますか。□ある □ない □分からぬ

※ 「ある」の場合は、以下の質問にお答え下さい。

(1) 遺言書の種類

□公正証書遺言 □自筆証書遺言(検認未了)

□自筆証書遺言(検認済： 家庭裁判所 支部 平成 年(家)第 号)
令和

(2) 遺言書を所持している人

□申立人() □相手方() □その他()

(3) 遺言書の内容はわかりますか。□はい □いいえ

※ 「はい」の場合、遺言書に記載されていない遺産はありますか。

□はい □いいえ

- ※ 本書面は申立書を補うものです。申立書とともに提出してください。
- ※ 本書面は相手方から申請があれば、見せたり、コピーを取らせることがあります。
- ※ 本書面は、被相続人ごとに、申立人1人につき1通ずつお書き下さい。

(4) 遺言書の効力に争いが生じる可能性はありますか。□はい □いいえ

※ 「はい」の場合、どういった理由で遺言書の効力が争われそうですか。

※ なお、遺言書をお持ちの方は、写しを提出してください。

5 事前の遺産分割協議について

(1) 遺産分割協議はしましたか。

□はい→(2)へ □いいえ→6へ

(2) 遺産分割協議は整いましたか。

□はい→(3)へ □いいえ→遺産分割協議が整わなかった理由を記載の上6へ

(遺産分割協議が整わなかった理由)

□相続人の範囲に争いがあった。

□遺産の範囲に争いがあった。

□分割方法が決まらなかった。

□

(3) 遺産分割協議書は作成しましたか。

□はい→(4)へ □いいえ→6へ

(4) それでもなお未分割の遺産はありますか。

□はい (□それは遺産目録に記載している。) →6へ □いいえ→(5)へ

(5) 遺産分割協議書に記載されていない未分割の遺産がないにもかかわらず、本件申立てをしたのはなぜですか。

- ※ 本書面は申立書を補うものです。申立書とともに提出してください。
- ※ 本書面は相手方から申請があれば、見せたり、コピーを取らせることがあります。
- ※ 本書面は、被相続人ごとに、申立人1人につき1通ずつお書き下さい。

6 取得希望について

あなたは遺産をどのように分け合うことを希望しますか(複数回答可)。

- 遺言どおり分け合いたい。
- 法定相続分にしたがって分け合いたい。
- 私は次の遺産がほしい。その理由

(不動産 :

例 (不動産 : 遺産目録【土地】番号1, 2 遺産目録【建物】番号1, 2)

(預貯金 :

(その他 :

理由 (

- 私は、相続分を現金でほしい。
- 私は法定相続分より少なくてもよい。

理由 (

- 何もいらない。

→ 私の相続分は放棄したい。

私の相続分は () に譲渡したい。

- 特に希望はないので話し合いにまかせる。

- その他 (

7 寄与分について 最終頁の「寄与分について」の説明をお読みの上、記入してください。

寄与を主張するのであれば、その内容を記入してください。

期間	内容
~	<input type="checkbox"/> 家業従事 <input type="checkbox"/> 金銭等出資 <input type="checkbox"/> 療養看護 <input type="checkbox"/> 扶養 <input type="checkbox"/> 財産管理 <input type="checkbox"/>
~	<input type="checkbox"/> 家業従事 <input type="checkbox"/> 金銭等出資 <input type="checkbox"/> 療養看護 <input type="checkbox"/> 扶養 <input type="checkbox"/> 財産管理 <input type="checkbox"/>
~	<input type="checkbox"/> 家業従事 <input type="checkbox"/> 金銭等出資 <input type="checkbox"/> 療養看護 <input type="checkbox"/> 扶養 <input type="checkbox"/> 財産管理 <input type="checkbox"/>
~	<input type="checkbox"/> 家業従事 <input type="checkbox"/> 金銭等出資 <input type="checkbox"/> 療養看護 <input type="checkbox"/> 扶養 <input type="checkbox"/> 財産管理 <input type="checkbox"/>

- ※ 本書面は申立書を補うものです。申立書とともに提出してください。
- ※ 本書面は相手方から申請があれば、見せたり、コピーを取らせることがあります。
- ※ 本書面は、被相続人ごとに、申立人1人につき1通ずつお書き下さい。

8 審判申立ての場合

本件を調停手続に付することについて支障がありますか。

支障はない。支障がある。

(理由)

以 上

「寄与分について」

① 被相続人の財産の維持または増加に対する親族間の相互扶助義務を超える特別な寄与に限られます（民法904条の2）。

② 寄与に関して

寄与行為とは、無報酬またはこれに近い状態で、(1)継続的に被相続人の家業に従事すること、(2)被相続人の事業に関して、財産上の給付を提供したこと、(3)療養看護を行ってきたこと、などを言います。

遺産分割で寄与として認められるには、親族が負っている協力扶助義務を超える特別な貢献が必要です。被相続人に対して援助や貢献をしていたとしても、親族であれば当然に期待されるような内容の援助や貢献だけでは特別な寄与として認められません。

また、寄与として認められるには、さらにその貢献によって相続財産が維持・増加されたことが必要です。主張する援助や貢献によって、相続財産が維持・増加された（もしくは、相続財産の減少を免れた）ことが認められなければ、特別な寄与とは認められません。

したがって、入院中に見舞い・差し入れをしたこと、診療時の付き添いをしたこと、短期間の介護をしたこと、単に通帳を預かっていたこと、小遣いを渡していたこと、休日に家業を手伝ったこと、会社組織になってから労務提供・金銭出資をしたことなどは、原則として、特別な寄与とは認められません。